事例No.	79
公表年度	H28
団体の属性	指定都市
団体名	神奈川県横浜市

事例区分	第三セクター

タグ	・土地開発公社 ・税財政 ・組織改革

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（解散）

事例内容・タイトル

第三セクター等改
革推進債（三セク債）活用による解散

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	三セク債活用による解散
団体名	横浜市
法人名	横浜市土地開発公社

＜地方公共団体のデータ＞※

人口（人）	3,729,357
標準財政規模（百万円）	814,375
財政力指数	0.97

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口（平成 28 年 1 月 1 日時点）
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

横浜市	30（100.0%）
役職員数（人）	19

[経営状況]

（単位：百万円）

経常収益	13,115
経常損益	177
当期純損益	137,380

資産	146,079
負債	431
純資産	145,648

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点（清算結了時）又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点（清算結了時）又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要]（設立目的、業務概要等）

横浜市土地開発公社は公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、横浜市によって昭和 48 年に設立された。公共用地の取得、保有土地の処分、保有土地の管理及び造成事業ならびに各事業に付帯する事業を行う法人である。



1．本事例の概要（取組の内容、ポイント）

当該事例は、横浜市土地開発公社（以下「公社」という。）が平成 26 年 3 月 31 日に第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」という。）を活用することにより解散した事例である。

具体的には、三セク債を財源とする負担金の支出により、平成 26 年 1 月 31 日に公社の借入金を解消し、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第1項に基づいた、総務省及び国土交通省による解散認可を受け、平成 26 年 3 月 31 日に解散した。

２．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

公社は、本市の取得依頼に基づき、事業に必要な土地を本市に代わって先行して取得し、まちづくりに貢献してきた。その一方で、まちづくりの進展に伴い、「公社に依頼し新たに土地を取得する必要性が薄れたこと」や「厳しい財政状況の中で、事業化の進捗が遅れ、土地の取得にかかる借入金の金利負担が増加していること」などから、それまでに取得した土地の本市による買取りを急ぐ必要があった。

このため、本市の財政健全化の一環として、将来の財政負担を軽減する観点から、総務省において平成 21 年度に新設した三セク債を活用し、平成 25 年度に公社を解散することとしたものである。

（参考）年度別取得・処分・保有簿価額一覧　（単位：億円）

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
取得	28	226	0	0	0
処分	261	231	169	118	113
保有簿価額	1,945	1,967	1,823	1,729	1,635

３．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

平成 24 年 7 月　土地開発公社の解散に向けた状況を市会に説明
平成 24 年 9 月　三セク債を活用した公社解散の進め方を市会に報告
平成 24 年 12 月　公社解散に伴う翌年度予算案の考え方を市会に報告
平成 25 年 2 月　横浜市土地開発公社の解散、及び三セク債起債関連議案を市会に上程

・三セク債発行による財政効果

公社を存続させた場合と三セク債発行により公社を解散させた場合の金利負担を比較した結果、三セク債発行による解散を進める

・解散に伴い引き継ぐ土地の処理方針

事業用地として活用するものは、事業化を進め、売却を予定している土地は売却を目指す

・公社解散の手続き

横浜市が公社に補助金（負担金）を支出し、公社が借入金を返済する方法

3．取組の具体的内容（つづき）

(2)取組の具体的な進め方

取組の推進体制は、横浜市土地開発公社の所管局である横浜市財政局を中心に実施した。本市の常任委員会などで公社のこれまでの状況、経営健全化の取組と実績、三セク債の活用による解散の理由、解散までの進め方等について報告するとともに、市民へ情報提供しながら進めた。

取組の主な経過については、下記の通り。

平成 25 年 3 月 26 日	第 1 回市会定例会で公社解散の議案、三セク債起債許可申請議案 予算議案の議決（平成 25 年度）
同年 9 月 4 日	総務省からの三セク債の許可通知
同年 10 月～1 月	三セク債の発行、負担金の支出（1,372 億円）
平成 26 年 ～1 月 31 日	負担金により公社の債務を解消 総務省及び国土交通省に解散認可の申請
同年 3 月 31 日	公社の解散
同年 6 月 30 日	公社の清算結了
同年 7 月 10 日	総務省及び国土交通省に清算結了届の提出、清算手続の終了

4．取組の効果

平成 25 年度予算において、三セク債の発行により市債残高が一時的に増加し、実質公債費比率などに一定の影響が生じたが、公社を存続させ長期間にわたり本市が公社保有土地を買い取る場合と比較して、将来的な本市の財政負担を軽減することができた。

公社を存続させ、これまで同様に毎年 70 億円程度、本市が公社保有土地を買取った場合と、償還年数 20 年の三セク債を活用した場合では、158 億円程度の負担軽減が見込まれた。

（参考）三セク債の活用による負担軽減の見込（平成 25 年度予算編成時）

	償還年数	元金借入金額	償還期間内の利子総額		金利負担軽減額(②－①)	元利合計額	年度ごとの償還額平均
公社存続	24 年の場合	※1,383 億円	①	228 億円	－	1,611 億円	70 億円
三セク債活用	20 年の場合		②	70 億円	▲158 億円	1,453 億円	73 億円

※ 実際の発行額は 1,372 億円

5. 今後の課題（今後の方針、残された課題等）

（1）公社から横浜市に引き継ぐ土地の処理方針

公社の解散に伴い、本市が引き継ぐ土地のうち、事業用地として本市が活用するものは、事業局へ所管替えを行い、事業化を進める。

民間等への売却を予定している土地については、10 年以内の売却を目指す。

（2）三セク債の償還管理の方法

三セク債の元利償還額や発行残高等については、市会、市民、投資家の皆様へのわかりやすい説明や公表を行う。

①予算・決算議案及び関連書類

歳入・歳出の款項目区分において、新たに独立した「項」を設けることにより、三セク債の元利償還額などを明確に区分して経理する。

②資料等の公表

毎年度、決算発表時や IR などにおいて、三セク債残高や償還財源（土地売払収入や一般財源負担）の実績などについて、わかりやすい説明や公表を行っていく。

6. 他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

公社の解散にあたっては、市民をはじめ市会等に丁寧に説明する必要があったため、横浜市の中期計画「横浜市中期4か年計画」において、公社の解散を広く公表するとともに、市会において公社の役割や解散に向けた状況、解散の進め方など繰り返し議論した。さらに、市のホームページなどで広く情報提供を行った。

また、25 年度の三セク債と公社解散議決後も、IR などの機会をとらえ、公社解散のために発行する三セク債の予定額や財務効果等について、市民や投資家にわかりやすい説明や公表に努めた。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	横浜市行政・情報マネジメント課	連絡先	045-307-0301